

令和7年第4回定例会提出議案の説明資料

議案 番号	件名	担当部課	頁
1	柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	企画部 経営戦略課	1
2	柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育部 教職員課	2
3	柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課	3
4	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例及び柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課	4
5	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課	5
6	柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課	6
7	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市清掃工場基幹的設備改良工事）	環境部 清掃施設課	7
8	指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター））	企画部 共生・交流推進センター	8
9	指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー））	市民生活部 市民活動支援課 生涯学習部 文化課	9
10	指定管理者の指定について（老人福祉センター）	健康医療部 高齢者支援課	10
11	指定管理者の指定について（障害福祉サービス事業所）	福祉部 障害福祉課	11
12	指定管理者の指定について（柏市駐輪場及び柏市レンタサイクル）	土木部 交通政策課自転車対策室	12
13	財産の取得について（食器洗浄機）	教育総務部 学校給食課	14
14	財産の取得について（柏市立高田小学校給食用備品）	教育総務部 学校給食課	15
15	財産の取得について（柏市立小中学校情報機器（G I G Aスクール用タブレット端末））	学校教育部 指導課	17
16	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	総務部 人事課	18
17	令和7年度柏市一般会計補正予算について（第4号）	財政部 財政課	19
18	令和7年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	19
19	令和7年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	19
20	令和7年度柏市下水道事業会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	20

議案第 1 号 柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号は、効果的かつ効率的な行政運営を推進し、及び市民に対するサービスの向上を図るため、組織の一部を改めるべく、柏市行政組織条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 部の分掌事務の改正（第 2 条関係）

- (1) 統計に関する事務を企画部の分掌事務から総務部の分掌事務に改めること。
- (2) 市政の重要施策の企画及び調整並びにデータ分析に関する事務を企画部の分掌事務として定めること。
- (3) 公共施設マネジメントに関する事務を企画部の分掌事務に加えること。
- (4) 多様な主体との連携に関する事務並びに国際交流及び男女共同参画に関する事務を企画部の分掌事務から市民生活部の分掌事務に改めること。

2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 2 号 柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、柏市立高等学校の教育職員に対して支給する教職調整額の額の引上げ等を行うため、柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 柏市立高等学校の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）に支給される教職調整額の額について、当該教育職員の給料月額 100 分の 4 に相当する額から 100 分の 10 に相当する額に引き上げること（第 3 条第 1 項関係）。
- 2 指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第 25 条第 1 項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第 4 項の認定の日までの間にあるものをいう。）については、教職調整額を支給しないこと（第 3 条第 1 項関係）。
- 3 1 の教職調整額の引上げは、令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までの間、毎年 100 分の 1 ずつ段階的に行うものとする経過措置を定めること（附則第 4 項関係）。
- 4 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行すること。

議案第 3 号 柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、子ども・子育て支援法の改正により乳児等のための支援給付の制度が創設されることに伴い、柏市立保育園及び柏駅前送迎保育ステーションにおける乳児等通園支援事業の利用に係る規定の整備を行うため、柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 柏市立保育園条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）
 - (1) 規則で定める保育園において実施する乳児等通園支援事業を利用することができる者は、子ども・子育て支援法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援給付認定保護者とすること（第 10 条の 2 第 2 項関係）。
 - (2) 規則で定める保育園において実施する乳児等通園支援事業の利用時間数、利用に係る認定等に係る規定を削除すること（旧第 10 条の 4 から旧第 10 条の 7 まで関係）。
- 2 柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

柏市子ども・子育て支援複合施設に設置する柏駅前送迎保育ステーションにおいて実施する乳児等通園支援事業について、1 と同様の改正を行うこと（第 12 条の 2 及び旧第 12 条の 3 から旧第 12 条の 6 まで関係）。
- 3 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 4 号 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例及び柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、母子保健法に基づく健康診査が行われた場合における乳幼児の健康診断の実施に係る基準の見直しを行うため、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例及び柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

母子保健法に基づき行われた乳幼児に対する健康診査の内容が特定児童福祉施設の長が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、当該特定児童福祉施設の長が当該健康診査の結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができること（第 16 条第 2 項関係）。

2 柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

地域型保育事業者が行う健康診断について、1 と同様の改正を行うこと（第 18 条第 2 項関係）。

3 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 5 号 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、保育所等に係る職員の配置等の基準において地域限定保育士を保育士と同様に扱うこととするため、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例ほか 5 条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 次に掲げる条例の母子支援員等の資格要件に関する規定中、「保育士の資格を有する者」を「保育士又は千葉県のある区域に係る児童福祉法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士の資格を有する者」とすること。
 - (1) 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（改正条例第 1 条関係）
 - (2) 柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例（改正条例第 2 条関係）
 - (3) 柏市地域型保育事業設備運営基準条例（改正条例第 4 条関係）
 - (4) 柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（改正条例第 5 条関係）
- 2 次に掲げる条例の保育所等に置くべき職員に関する規定中、「保育士」を「保育士又は千葉県のある区域に係る児童福祉法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士」とすること。
 - (1) 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（改正条例第 1 条関係）
 - (2) 柏市地域型保育事業設備運営基準条例（改正条例第 4 条関係）
 - (3) 柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例（改正条例第 6 条関係）
- 3 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に含まれる副園長及び教頭の資格要件に関する規定中、「幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けたもの」を「幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第 18 条の 18 第 3 項に規定する保育士登録又は千葉県のある区域に係る同法第 18 条の 28 第 2 項に規定する地域限定保育士登録を受けたもの」とすること。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 6 号 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例等の一部を改正
する条例の制定について

議案第 6 号は、幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，虐待等の禁止に係る規定の整理を行うため，柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例ほか 2 条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 幼保連携型認定こども園等の職員に対して，園児に対する虐待その他の心身に有害な影響を与える行為を，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき禁止するよう規定が改正されたことに伴い，次に掲げる条例について所要の規定の整理を行うこと。
 - (1) 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（改正条例第 1 条関係）
 - (2) 柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（改正条例第 2 条関係）
 - (3) 柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（改正条例第 3 条関係）
- 2 この条例は，公布の日から施行すること。

議案第 7 号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市
清掃工場基幹的設備改良工事）

議案第 7 号は，市議会令和 5 年第 4 回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第 4 号）の一部を次のとおり変更しようとするものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
1 4，0 8 0，0 0 0，0 0 0 円	1 5，0 0 7，3 9 4，6 0 0 円

議案第 8 号 指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター））

議案第 8 号は、柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター）の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター）
- 2 指定管理者となる団体
柏市柏一丁目 7 番 1－301 号
D a y O n e タワー 3 階 柏市文化・交流複合施設内
特定非営利活動法人 柏市国際交流協会
理事 佐 藤 ルミ子
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 9 号 指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー））

議案第 9 号は、柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー）の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー）
- 2 指定管理者となる団体
柏市文化・交流複合施設運営共同事業体
構成員 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号
KDX 中目黒ビル 6 階
（代表者）アクティオ株式会社
代表取締役 淡 野 文 孝
構成員 京都府京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町 9 9 番地
オリックス・ファシリティーズ株式会社
代表取締役 稲 葉 康
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 10 号 指定管理者の指定について（老人福祉センター）

議案第 10 号は、老人福祉センターの管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 柏寿荘
- (2) 南部老人福祉センター
- (3) 沼南老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

柏市柏五丁目 11 番 8 号

社会福祉法人柏市社会福祉協議会

理事長 中 川 博

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 1 1 号 指定管理者の指定について（障害福祉サービス事業所）

議案第 1 1 号は、障害福祉サービス事業所の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
柏市立朋生園
- 2 指定管理者となる団体
柏市高田 1 0 3 9 番地 4
社会福祉法人かたくり会
理事長 佐 野 公 子
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 12 号 指定管理者の指定について（柏市駐輪場及び柏市レンタサイクル）

議案第 12 号は、柏市駐輪場及び柏市レンタサイクルの管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 柏駅東口第一駐輪場
- (2) 柏駅東口第二駐輪場
- (3) 柏駅東口第三駐輪場
- (4) 柏駅東口第四駐輪場
- (5) 柏駅東口第五駐輪場
- (6) 柏駅東口第六駐輪場
- (7) 柏駅西口第一駐輪場
- (8) 柏駅西口第二駐輪場
- (9) 柏駅西口第四駐輪場
- (10) 柏駅西口第五駐輪場
- (11) 柏駅西口第六駐輪場
- (12) 柏駅西口第七駐輪場
- (13) 柏駅西口第八駐輪場
- (14) 柏駅東口レンタサイクル

2 指定管理者となる団体

東京都足立区千住三丁目 6 番地 16

芝園開発株式会社

代表取締役 宮 本 薫

3 指定の期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者に行わせる業務の限定

令和 8 年 3 月 1 日から同月 31 日までの間において指定管理者に行わせる業務については、駐輪場の利用を開始しようとする日が同年 4 月 1 日である駐輪場定期利用及びレンタサイクルの利用を開始しようとする日が同月に属する日であるレンタサイクル 1 月利用に係る利用時間の変更、利用の許可等、利用中止の届出、許可の取消し等、利用料金の収受等、利用料金の減免、利用料金の返還及び利用票の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為

に限る。

議案第 13 号 財産の取得について（食器洗浄機）

議案第 13 号は、柏市立柏中学校ほか 3 校において使用する給食用備品を次のとおり取得しようとするものです。

1 取得する財産

柏市立柏中学校、柏市立柏第三中学校、柏市立土中学校及び柏市立松葉中学校において使用する次に掲げる給食用備品

(1) 食器洗浄機 4 台

(2) 移動式受け台 4 台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

46,200,000 円

4 契約の相手方

千葉県若葉区西都賀二丁目 7 番 5 号

株式会社関東三貴

代表取締役 石 井 勝 之

議案第14号 財産の取得について（柏市立高田小学校給食用備品）

議案第14号は、柏市立高田小学校において使用する給食用備品を次のとおり取得しようとするものです。

1 取得する財産

次に掲げる給食用備品

- (1) 1槽シンク 7台
- (2) 2槽シンク 1台
- (3) 3槽シンク 5台
- (4) 移動シンク 11台
- (5) 移動台 45台
- (6) 作業台 8台
- (7) スタッキングカート 7台
- (8) 置型デジタル台はかり 3台
- (9) 卓上デジタルはかり 2台
- (10) 球根皮むき機 1台
- (11) L型運搬車 6台
- (12) カッターミキサー 1台
- (13) フードスライサー 1台
- (14) オーブン 2台
- (15) システム調理台 1台
- (16) 立体炊飯器 4台
- (17) 洗米機 2台
- (18) フライヤー 2台
- (19) 回転釜 7台
- (20) 和え物釜 2台
- (21) 真空冷却機 2台
- (22) 冷凍冷蔵庫 1台
- (23) 冷蔵庫 11台
- (24) 冷凍庫 2台
- (25) 牛乳保冷库 2台
- (26) 洗浄機 2台
- (27) 包丁・まな板殺菌庫 4台

- (28) 熱風消毒保管庫 19台
- (29) キャビネット 7台
- (30) シェルフ 7台
- (31) 給食用コンテナ 4台
- (32) パン棚 2台
- (33) 缶切機 2台
- (34) クラス用ワゴン 23台
- (35) オートサニテーション 3台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

220,000,000円

4 契約の相手方

千葉県若葉区西都賀二丁目7番5号

株式会社関東三貴

代表取締役 石井勝之

議案第15号 財産の取得について（柏市立小中学校情報機器（GIGAスクール用タブレット端末））

議案第15号は、柏市立小中学校情報機器（GIGAスクール用タブレット端末）及びタブレットカバーを次のとおり取得しようとするものです。

1 取得する財産

（1）柏市立小中学校情報機器（GIGAスクール用タブレット端末）（Chromebook） 33,970台

（2）タブレットカバー 33,970個

2 契約の方法

随意契約

3 取得価格

1,576,962,134円

4 契約の相手方

東京都江東区東陽二丁目3番25号

株式会社内田洋行 営業支援統括グループ

取締役常務執行役員 営業支援統括グループ統括

小 柳 諭 司

議案第 16 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 16 号は、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団を千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から除くとともに、職員採用試験の合同実施に関する事務を千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務から除くため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 令和 8 年 3 月 31 日をもって三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団を千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から除くこと。
- 2 令和 8 年 3 月 31 日をもって職員採用試験の合同実施に関する事務を千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務から除くこと。
- 3 千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正
 - (1) 職員採用試験の合同実施に関する事務を千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務から除くこと（第 3 条第 1 項関係）。
 - (2) 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団を除くこと（別表第 1 関係）。
 - (3) この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 17 号 令和 7 年度柏市一般会計補正予算について（第 4 号）

議案第 17 号は、令和 7 年度柏市一般会計予算の総額を約 9 億 2,653 万円増額し、約 1,868 億 3,825 万円に補正しようとするほか、継続費の追加及び変更、繰越明許費の設定、債務負担行為の追加並びに地方債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 7 年度 11 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 18 号 令和 7 年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計補正予算について（第 1 号）

議案第 18 号は、令和 7 年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算の総額を約 864 万円増額し、約 6 億 8,464 万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 7 年度 11 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 19 号 令和 7 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 2 号）

議案第 19 号は、令和 7 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の総額を 2,200 万円増額し、18 億 4,959 万円に補正しようとするほか、継続費の変更、繰越明許費の設定及び地方債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 7 年度 11 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 20 号 令和 7 年度柏市下水道事業会計補正予算について（第 1 号）

議案第 20 号は、令和 7 年度柏市下水道事業会計予算の債務負担行為の追加に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 7 年度 11 月補正予算（案）の概要のとおりです。

